

社会主義の所有（権）体系と資本主義の所有（権）体系

——制度と思想の簡単な分析と関連して——

福 島 正 夫

一

社会主義と資本主義との間の一番根本的な差異が生産手段の所有制にあることはいうまでもなく、それは必然的に両体制の法に反映され、制度上のちがいとしてあらわれることとなる。これは常識ともいえよう。しかし、制度上どのようにちがってくるか、法規範にどうそれが表現されるか。これを、その根元との関連で具体的に明らかにしておくことは、比較法の上で、法制度の形態とその実質的機能の類似および差異を検討するばあいに、基礎とし前提とすべき事柄と思われる。

こうした基本的な対立と性格的な差異は、各法部門においてどこかにみられるし、また諸法が総合した法体制というものを考えるならば、そのちがいがこそ真に意味をもつともいえる。しかし、われわれは、もつとも端的に、所有権に関する法規範を比較検討の場としたい。そこでは両体制の実定法上、原理と構成の差が顕示されるからである。

それを中軸として、関連する他の諸問題にも接近できるからである。

社会主義における所有権制度のくみたては、あるいは社会主義の理論からする机上の創作と思われるかも知れない。決してそうではない。そこに主観的、恣意的な要素はない。現行所有法は社会主義建設の発展にともない積み上げられたいく多の法的実践の成果であり、社会主義的所有発展の所産である。たしかに最近の社会主義国法典のなかには、法学者のきづいた理論がとり入れられた例もみえるが、そうした理論自体、法的実践の膨大な資料の整理総括として生み出されたものである。社会主義法の形成発展には、こうした客観性をみなければならない。

所有権制度に関する社会主義法のメカニズムを資本主義法のそれとどのようにして対比すべきか。これは表面的な法制度上、法文およびその解釈的意義上の、形式的比較では、本来なしえない問題と思われる。所有権の制度とその理念・思想、およびその現実の社会的機能にふれることなしには、そして後者においては所有権の底にある所有を検討することなしには、本当にはとうていできない事柄なのである。これらは錯綜している。しかも、社会主義・資本主義それぞれの包蔵する矛盾とともにその本質をつかまねばならぬということに、結局は帰着する。けれども、いまそういう窮極問題を取り扱うばあいではないので、それを念頭におきつつ、さし当っては次のことをこころみたい。すなわち二つの体制の所有権制度について、もっともきわだった対比の点をとり上げ、そこで分析しつつ対比をすることである。これは右の基本問題の一面面を照明するという意義をもつであらう。

そこで本稿で直接の課題としたのは、社会主義と資本主義の所有権および所有の体系を分析し対比することである。社会主義法では、所有権が各種の態様のものに区分されており、これを私は全体として所有権の体系と名づけ

る。そして、それら各種の所有権は、それぞれの種類の所有に照応している。以上は所有権および所有の種類といつてもよい。社会主義は資本主義から高次共產主義に至る過渡の状況であつて、そのことが、所有および所有権のあり方を以下みるように複雑化させる。しかし、それらは、プロレタリア権力のもとに整備され、社会的に体系づけられている。これに対して、資本主義法では、所有権は制度として単一である。すなわち一種類の所有権が存在するのみである。ところが、その包括する所有は、実体上は、多種多様であつて、つまりいくつかの種類の所有が一つの所有権制度によつて法的には規制されるということとなる。そこで、資本主義のもとでは、所有権体系とはいえないが、所有体系は存在するわけである。

以下の記述は、右の趣旨から、法的な制度の比較と、法の底にある経済制度の対比とが相関交錯し、いわゆる比較法から若干はずれる点が出てこよう。また両体制の所有（権）体系についても筆者は独自の仕方をもつて考察したいと思うので、それらの点あらかじめご了承を願つておく次第である。

ところで、このような検討に際しては、所有権と所有とを概念上区別することが、最初に肝要である。ふつう、法學文献では、日本でも欧米でも、両者を区別せず同義に使用することが多い。けれども、本稿では所有権の実質内容をたえず所有と関連的に検討せねばならぬので、両者の混同は意味の紛雜をまねき、問題の焦点を不明確化してしまう。そこで、次のことを用語上の約束としておきたい。

およそ、一般に用いられる所有の概念には経済的な意味と法的な意味とがある。前者では、社会の人間関係で人が生産手段や生産物を占有し支配することをいう。そこで所有関係（この語は経済的意味に用いる）は、社会の生産関

係の基礎とされ、土台とされる。後者では、ある人がある物を占有、利用、処分することをいい、この所有者にみとめられた国家の法による権利が所有権である。右の意味の所有を保護する法が所有法（あるいは所有権制度）、それによりみとめられ保護される権利が所有権、といえはよからう。

経済的な概念としての所有については、それが法的な意味の所有とちがつて、形式的ではなく実質的な意義をもつことに、注意しなければならない。社会の階級的利害関係はこれにもついている。「持てる者」「持たざる者」という対立は、この所有に關していうのである。経済的な所有の意味はなお深く検討すべきものがあるが、ここでは、これ以上立ち入るのべない。

法的な概念としての所有権は、国家権力が強制力をもって人間関係に介入し、すなわち実定法（憲法、行政法、民法、刑法、経済法、税法等々）にもとづき所有を保護することによって生ずる。法的、哲学的意味の所有には、それを自由の理念と結合させたり、個人人格の發展と関連させたり、その他種々の理論が形成されているが、所有の事実に対して国家権力が法的保護を与えるのは、必ずやその経済的な実質意義があるからである。決して単なる觀念上の理由ではない。したがって所有権制度と所有関係とは必然的に照応する。社会主義の所有権制度は社会主義の所有関係を保護強化するために存し、資本主義のもそうである。この根本において両者変る点はないが、その照応の仕方が同一ではなく、むしろ対照的にことになっている。しかも、社会の所有関係は一定不動のものではなくて、變化發展してゆく。全体として基本的、質的な變革が所有関係に生ずれば、それは革命であるが、同じ社会構成体内においても内容としては次第に變化し、その變化が種々の面で法の變化をひきおこすのである。

そこで、まず社会主義国の所有権体系についてのべ、かつ、それを社会主義社会の所有体系と照応させて検討したい。

このさい、社会主義諸国の法における偏差の問題に一言ふれておく。ここでは、資本主義法の英米法とか大陸法とかいうような形態上の大きな差はないにせよ、法典の存在、不存在のちがいがあつたり、法規範の実質でも、国により相当ことなることがある（とくに家族法）。それにしても、原理としては共通のものをもち、とくにソ連や東欧の諸国法では、法典規定の形態上もかなり統一になっている。しかし、何よりもこの所有権制度が、基本的な点では諸国同一であるということが、もっとも大切な点である。ここに社会主義における法則的なもの、それからする法規制上の客観的必然性があらわれるといつてよい。

ところが、社会主義諸国の所有権制度が基本的に同一であるに拘わらず、そのもとにある所有関係（経済的な）は、国によってそのあり方が相当ちがつている。むしろ先進資本主義国相互間の関係の方がより統一的といえるかもしれない。なぜ社会主義諸国の実際の所有関係にちがいが生じているか。要するに、社会主義というものが、過渡的な、変化発展してゆくことを本義とする段階の、社会だからである。資本主義から共産主義に進む過程において、この変化が生ずる。社会主義政権が樹立され、社会の指導的な所有関係は社会主義的所有となつても、当初はなお大量に旧社会遺留の古い所有関係が残る。それらは社会主義的改造によって整理され、改造されてゆくが、なお長期にわ

たり存在をやめず、したがって社会主義国の所有権制度にはこれらに対応する規定が残っている。社会主義諸国には、その歴史の古いもの、浅いものがあれば、また旧社会の歴史的、社会的諸条件にもいろいろある。これらが各種の影響を与え、とりわけ社会主義に入ってから政治と政策のあり方が大きく作用する。諸国が社会主義発展の度合、したがって所有関係の具体的状況に差を生ずるのは、当然である。

そして、以上がもととなって、所有権の具体的制度にも、若干の差をもたらすこともある。もちろんそれは基本的な問題ではない。所有権の理論と制度は、ソ連では、革命当初のものから、一九二〇年代初期にいちおう定まり、それが三〇年代はじめからの全面的農業集団化を契機として発展し、一九三六年憲法で確認され、さらにその後の精練をへて今日のものとなっている。これは現代の東欧社会主義国の立法に根本的に継承されているとみられる。ちょうどローマ法が資本主義諸国に直接または間接に継承されているように。

そこで、社会主義の所有権体系として説明するに当っては、この新しいソ連および東欧の法制度を基準としてのべることにしたい。

さて、それは、社会主義の所有権体系は、どのようなものであるか。まず、これを、本来のものと過渡的なものとに区分し、ついで、それぞれをさらに説明することしよう。

本来の所有権体系とは、社会主義の建設が完成したときに、制度として存在するものをいう。過渡的なものは、右完成に至るまでに、旧社会からひきついた所有関係にもとづき、暫定的にみとめられ保護をうけるが、将来は社会主義的改造をうけることによって実質的に所有関係が消滅する結果、その制度としてもなくなるものをいう。

本来的所有権体系は、社会主義的所有権と個人的所有権とをもって構成される。社会主義的所有権とは、社会主義的所有に対してみとめられ国家がこれを保護する権利である。社会主義的所有はいうまでもなく社会主義社会の経済的基底をなす。この社会はこの所有をもって支えられている。この所有は資本主義社会には存在しない。社会主義国家は、政治革命によりうちたてられるが、そのとき社会主義的所有がつくりだされる（社会主義的国有化）。そこで、社会主義国家は、自己にとって死活的意義をもつ社会主義的所有を全力をもって保護せねばならぬ。「社会的、社会主義的所有を侵害するものは、人民の敵である」（ソ連憲法第一三二条）。かくて、社会主義的所有権の制度は確立し、各社会主義国の法は、これについて憲法にも、民法にも、刑法にも、ある国では経済法にも、明確な規定を掲げたのである。次に個人的所有権とは、市民個人の物質的、文化的需要を充足するために市民に個人的所有をみとめ、これを保護する権利とされる。社会主義的所有と個人的（個人主義的ではない）所有とは、本来全く対立しない。反対に、前者にもとづいて後者は発展し充実する。両者は理念でも現実にも相関的なものである。個人的所有は個人の人格と能力の発展に重要な作用をもち、それが社会的生産発展の基礎となるからである。マルクスが資本論の「資本蓄積の歴史的過程」において、「否定の否定」による再興された「個人的所有」（平田清明氏の「個体的所有」としてのべたのは、これである、と私は解する）。

他方において、社会主義社会において過渡的に存在する、社会主義にとり非本来的な所有があつて、それに対する所有権が多くの制限を附帯しつつも今日なおみとめられている。この所有の性格は、総じていえば、私的所有である。したがって、法律上の権利としては、私的所有権となる。社会主義法で私的所有権がみとめられているのは、変

であるが、その原因は現実の社会主義社会がまだ完全には成熟していない、過渡的なものだからとせざるをえない。ソ連でさえも、また、他の諸国家ではなおさらのこと、私的所有、したがってその所有権が、多かれ少なかれ、残っているのが、実情である（とはいえ、私的所有の残存度のきわめて微少なものは、経済的にはさほど問題とするに当らない）。したがって、法制度としては、依然として存続し、消滅してはいない。かくて、現在、すべての社会主義国家では、所有権体系のなかに、以上の本来的な所有権と、過渡的、非本来的な所有権とが併存している。

以上により、社会主義の所有権体系は多元的であることがみられた。これが資本主義的所有権の単一性とはいちじろしい対照をなす点である。その多元性は、所有権体系の内容として、さらにその内部に諸類型の分化をみていることによって、いっそう発揮される。では、どのように、社会主義的所有権は類型が分化しているか。

第一に、本来の所有権体系では、社会主義的所有権は、国家的所有権と協同組合所有権（コルホーズ的所有権をふくむ）とに分れる。前者は、所有としては、国家的社会主義的所有であり、全人民的所有とも性格づけられる。後者は、協同組合的（コルホーズ的）社会主義的所有であり、集団的所有とも性格づけられる。全人民的所有とは、国家によって代表される全人民の所有という意味、集团的とは、協同組合なり、コルホーズなりの範囲における公共的所有という意味である。この二種類が社会主義的所有の範疇としてあることは、ソ連一九三六年憲法（現行）で確認された。協同組合的所有は、農民や手工業者などが協同化を通じて（大工業企業のように国有化によらずに）社会主義に進むためのものとして成立し、発展した。国家はコルホーズ等の所有権をも篤く保護する。

この二本立ての社会主義的所有権形態が所有権体系の基本的構成要素であるが、近来に至り二三の国家で第三の類

型がみとめられてきた。それは社会主義的諸組織の所有権である。社会主義的組織とは労働組合をはじめ各種の団体のことで、その所有は、全人民的所有ではないが、単なる集团的所有でもなく、その中間の性格をもつものとされる。

このように、社会主義的所有権の三類型を確認するようになったのは、比較的最近のことであつて、また、各社会主義国ですでに一般化したとまではいわれない。ソ連では、現行憲法が一九三六年末制定のもので、そこでは、上述のように国家的所有権とコルホーズII的協同組合的所有権の二類型であり、いまでもこれによって社会主義的所有権を説明する本もある（イヨッフエ編・ソビエト法の基礎、改訂二版、ミンスク、一九七〇年）。しかし、若干の民法学教科書は一九五〇年代後半すでに三種をみとめていたし、一九六八年秋、私がモスクワ大学のデニソフ教授に聞いたところでは、きたるべき新憲法では、主要改正点の一つとして、三類型の社会主義的所有権が規定されるであろうとのことであつた。すでに、一九六一年二月ソ連民法法令基本法第二〇条、一九六四年四月ポーランド民法典第一二六条は、三類型を規定しているのである。したがつて、現在これらの国の民法学ではすべてこれにもとづき説明している。だが、完全な社会主義では、全人民的所有に統一すべきで、その他の所有はなお過渡性をもつ。

次に、個人的所有権である。これは市民個人の所有を保護するもので、そのなかに類型の分化はない。単独所有、共有、合有などの諸形態は、別個の問題である。ここにふれないこととする。

第二に、非本来的な、つまり社会主義社会に過渡的に存続している私的所有権である。これもまた単一ではなく、そのなかに私的勤労的所有権と私的資本主義的所有権とが分れる。前者は、他人の労働を搾取することのない個人経営の農業や手工業などをなす者の所有権である。後者は、他人の雇傭して経営する者の所有権である。資本主義が社

会主義国で認容されるのは、一定時期、一定範囲にかぎられ、ソ連などではすでに早くから消滅しているが、東欧社会主義国では、現在もある程度残っている。私的勤労的所有権は、個人農業がその代表であり、農業集団化の進んだ諸国ではそれは遺制程度にすぎないのであるが、ポーランドではいまなお農民人口の圧倒的部分（八〇％以上）がこれをもっている状況である。もっともこれは社会主義国中での特殊例外であって、一般ではない。

三

社会主義の所有権体系の多元的構成を右にみてきたが、資本主義の所有権および所有との対比の上でその制度内容をさらに明確にするため、以下の方法をとってみたい。すなわち、各所有権類型を、その主体、対象および権利行使の三方面から、それぞれ比較し検討することである。

（イ）各類型の所有権の主体は何か

ここでは、所有権のみならず所有についてもあわせて観察する。

第一に、主体の観点から、社会主義の所有権体系をみよう。これは、それぞれの類型の所有権主体は、つまり所有権者は、どういう者であるか、ということである。ところで、社会主義の法体制は社会の現実態と正しく照応し、法の形式による紛飾をしないことを特徴とする。したがってこのばあい、所有権の主体における類型別は、所有の社会的性格と密接不可分の関連をもつのである。すなわち、所有権者が社会内でどのような地位にあるかという点が、右の類型区別の基準となる。それは社会の階級別とも同質である。

第1表 社会主義の所有（権）体系
（主体の観点からみた）

A 社会主義的 所有（権）	(1) 国家的所有（権）	(i) 国家機関・施設（法人） (ii) 国営企業（法人） 国家
	(2) 協同組合 的所有（権）	 { (i) コルホーズ（法人） (ii) 他の協同組合（法人）
	(3) 社会主義的 諸組織の所有（権）	 { (i) 労働組合（法人） (ii) 各種協同組合（法人）
B 個人的 所有（権）		個人市民
C 私的 所有（権）	(1) 私的勤勞的所有（権）	個人農民，個人 手工業者
	(2) 私的資本主義的所有（権）	工業資本家， 商業資本家

さて、上にのべた所有権の区分からすれば、社会主義的所有権を三種とし、個人的所有権があり、そして、過渡的形態として、二種の私的所有権がある。これら各所有権に対するそれぞれの主体を、みやすくするため、上に表示しよう（第1表）

この表で、所有権と所有とは対応し、いずれにも主体の区分はあてはまる。これについて若干の説明を加える。

社会主義的所有権の三類型をここにあげたが、第一の国家的所有権はそのうちもっとも主要である。所有権者は社会主義国家そのものであり、このような国家の単一的所有に属することが、上述のように国家により代表される全人民の所有という意味を与える。したがって、それは社会化（公共化）のもつとも

完全な所有とされる。すなわち、主体のなかに全国の労働者、職員、農民、知識分子がすべてふくまれる。社会主義国家が主体であるということ。資本主義の国有とは全く性格をことにする理由は、ここにあるとされている。

法的には、国家それ自体が法人とみなされる規定をもつのはルーマニアだけで、他国にはない。国家は唯一の所有権者ではあるけれども、民事的諸関係にその名をもって参加するのは、国家ではなく、第一表で枠内に入れた、国家機関、国営企業等の法人である。この法人の理論は、資本主義のものとは非常にことなるが、ここにはふれない。他日機会をえてのべたい。

第二の協同組合的所有権の主体は、コルホーズ（農業生産協同組合、ドイツでは LPG）や手工業、漁業等の協同組合、または消費協同組合である。これらは、いずれも法人格を与えられ、そのものとして権利をもち義務をおう。すなわち民事取引の主体となり、また責任をおびる。これらの社会的実質は、コルホーズならば集団化農民であり、消費組合ならば地域住民である（ソ連では原則として農村居住者）。全人民を包括するのではないから、社会化の程度は、国家的所有にはおよばないわけである。ある特定の集団の範囲であるので、集団的所有といわれる。これが社会主義的所有であるのは、なによりもまず、社会主義国家の指導のもとにあるからである。協同組合は資本主義社会にもあり、それらは決して社会主義的なものではない。この点、なお権利の行使につき後述するところを参照。

第三の類型である社会主義的諸組織の所有権の主体。社会主義的諸組織とは、表に示したようにその代表的なものは労働組合であり、これは、ソ連でいえば、工場・現地委員会を末端組織とする全ソ連邦的な組織である。その全ソ中央評議会は、日本における労働省、厚生省の業務をも管掌している。中央から末端まで、系統をおい、また業種別

に構成された組織が構成される。それらはすべて法人である。そのほか、ソ連作家同盟、同芸術家同盟、同建築家同盟、同ジャーナリスト同盟などがあり、また全ロシア盲人協会、ソ連史蹟保存協会というのもみえ、多種多様である。すべて法人格をもつこれらの所有の性格は全人民的所有ではなく、基本的には集団的所有であろうが、しかし社会化の程度は協同組合的所有よりは一般的に高い水準にあるものとされる。なぜならば、それら組織の多くのものが、ソ連でいえば、その活動を全ソ連的もしくは少くとも全共和國的な規模で行なっているからである。そして、これら諸組織の財産は、こうした全連邦的（もしくは全共和國的）な組織の所有に属するもので、その系列における末端組織や中間組織には属しないものとされる。

次に、個人的所有権の主体は、いうまでもなく個人としての市民、法的には自然人である。社会主義は生産手段の私有による搾取を廃絶するが、消費物資の個人的取得を廃止しようとするものではない。このことは、所有の対象について、のちに明らかにされる。現代の社会主義国では、個人の権利の保障がますます強調される傾向にあり、その重要な一側面が個人的所有権の強化である。

最後に、私的所有権の主体である。私的勤労的所有権においては、それは他人の労働を搾取しない個人農民とか個人手工業者とかである。個人商人もあろう。これらは協同化によって社会主義的に改造されなかった残りであり、その全体との比率は微々たるものであるが、上述のようにポーランドの個人農民は特例をなす。私的資本主義的所有権は、資本主義社会から伝えた遺制で、社会主義経済にさまたげとならず、社会にいくらかの利益を与える範囲内でみとめられ、その主体は資本家である。ポーランドや東ドイツその他で、なお若干のものが残っている。

（ロ） 各類型の所有権の対象は何か

次に、各類型の所有権につきその対象を検討する。所有権の使命・目的は、対象の性質と緊密に関連するからである。このばあい、社会主義のもとにおける本来的な所有権、すなわち社会主義的所有権と個人的所有権とをとりあげる。非本来的な所有権としては、私的勤労的所有権と私的資本主義的所有権とがあるが、これら私的所有権の対象となるのは、個人農民（手工業者）や資本家の生産手段である。彼らの生活、文化のための資材の所有権は、同様に個人的所有権として取り扱われるから、本来的な所有権に属し、そこで説明される。対象の差によりこの区別のあることを注意しておきたい。

ここでも、まず表によって諸関係の一覧に便ならしめよう（第2表）。

社会主義的所有権のうち、国家的所有権の対象には、国家独占物、すなわち国家以外の主体の所有対象となりえない物がある。これは地下資源、鉱山、水域（河川湖沼）、銀行、鉄道、通信施設などで、土地はソ連やモンゴルではこれに属しているが、他の諸国ではそうではない。その他一般の対象は、国营企業のような生産目的の国家機関の管掌する物では、生産手段と生産物がある。後者は取引の対象となり、その一部は再生産過程に入り、他は流通を通じて消費に廻される。公共物件としたのは、公共用の建物、設備、備品等である。

以上の説明は、労同組合的所有権、社会的組織の所有権の各対象についても、大体あてはまる。とくに後者のばあいは、公共物件の占める比率が高い。サナトリウム、保養所、体育施設等々は労働組合に属している。

国家的所有の対象は、ソ連では全国財産総量の八〇％以上に上るといわれるが、他国はそれより低いであろう。

第2表 社会主義の所有（権）体系
（対象の観点からみた）

A 社会主義的所有（権）	(1) 国家的所有（権）	(i) 国家独占の対象……	地下資源 水域 鉱山 銀行 鉄道 通信施設 （土地）
		(ii) その他一般の対象……	生産手段 生産物 公共物件
	(2) 協同組合的 所有（権）		生産手段 生産物 公共物件
			生産財 消費財 生産財 消費財
B 個人的所有（権）	(1) 一般の個人的 所有（権）		生活用品 文化用品 預金 住宅・別荘
	(2) 農家屋敷付属地副業 経営の個人的所有（権）		小型生産手段 生産物

ところで、対象のうち、農業土地の所屬は、社会主義各国で区々となっている。ソ連のように土地国有の国では、コルホーズも国有地に対し使用権をもつだけである。農業生産協同組合で、土地が協同組合的所有となっているのが普通であるが、東ドイツとチェコスロバキアとでは協同化されるのは土地利用権だけになっており（憲法に規定）、すなわち所有権は各組合員に止まるのである。この所有権の性質は何とすべきだろうか。個人農民のばあいには私的勤労的所有権であるが。

個人的所有権の対象は、一般のばあいには、消費財にかぎられる。その内容は、生活用品として家具財、衣服、裝飾品その他、文化用品として書籍、楽器、美術品、スポーツ用具、その他また、銀行預金もあり、とくに財産価値の高いものとしては、自動車、住宅がある。住宅の個人的所有は

法律の制限範囲内でみとめられる。夏期保養目的等の別荘も同様である。

住宅、別荘については、住宅建設協同組合、別荘建設協同組合の所有による協同組合的所有もあり、このばあい組合員はそれに対する利用権をもつ。

かように、個人的所有権の対象は生産手段ではないことを原則とし、それらは社会主義的所有権の対象たる生産物のうち消費材を源泉とする。これが労働に応ずる分配の原則により、労働賃金および市民の購入という過程（コルホーズでは生産物の現物直接分配もある）をへて、市民の手に入るのである。

個人的所有権対象には、コルホーズ農民の屋敷附属地における副業生産（農業、家畜飼養など）のための生産財（小農具、牧舎など）もふくまれ、したがってそれによる生産物（野菜、果実、牛乳、卵、バターなど）もあつて、自家消費のほかその一部は販売に供され、コルホーズ員の収入となる。これは小商品生産者の衣鉢をつぐ点もあり、私的勤労的所有権とどこで区別されるのか、問題であるが。コルホーズ員たる資格で附属地使用権がわり与えられること、生産用具もコルホーズの援助をうけることなどによって、社会主義的所有との緊密な関連あるものと説明されているが、本来的所有権にふくめることは、理論的にすっきりしたものではない。

（ハ）各類型の所有権の権利行使はどのような特徴をもつか

以上によりどういう所有権主体がどういう対象を所有するかという関係をみたが、さてそれでは、その所有権はどのように行使されるか、所有者の権限と関連して検討する必要がある。これが各類型のちがいを浮き彫りにすると思われるからである。

まず、所有権は、ソ連、東欧の社会主義民法では、物を「占有・利用・処分する」権利と規定される。これはローマ法およびこれを継承する資本主義民法の物を「使用・収益・処分する」権利 (*ius rebus utendi, fruenti, abuenti*) というのと非常に近いが、「使用・収益」といわないで「占有・利用」という点に注目したい。使用とは、物を変化させ、なくし、消耗することによって欲求を実現すること、とヘーゲルはいつている。利用は使用収益をあわせた概念である。所有権の行使でとくに占有を強調するかしはいかは、社会構成体によってこととなる。資本制生産様式の偉大な成果として「スコットランドの土地の所有者がコンスタンチノープルでその全生涯を送る」ことが所有権の全権能の行使となされるようになったというように（マルクス）、ここでは処分がその中心である。ところが、所有が生産過程と直接的に結びつく社会構成体、なかならず社会主義のもとでは、占有の権能——それなくして利用すなわち生産はない——は重視されざるをえないであろう。そこでは、商品＝貨幣形態を利用する方式で、処分が経済上流通の手段に用いられる。そして物資流通の大部分は、計画経済の一環に組み入れられる。それゆえ、ここでは処分に關する制限が多くかつ本質的である。一般的にいつて、資本主義のもとでも、私所有権の行使に實際上いく多の制限があり完全に無制約ではないが、基本理念としては自由がみとめられる。社会主義では、社会全体とその成員たる個人のための所有権には、それぞれの使命目的からする各種の制限が、本質的なものとして、ともなうのである。

権利行使の点からみた各種所有権の特徴を左表に示す（第3表）。

若干の説明を加えると、まず国家的所有権は、概括的にいつて、国家計画課題の達成の目的で行使されるといえるといえるが、このことが全般を規定する。ところで、肝要な点は、その現実の行使者が国家それ自体ではないことで

第3表 社会主義の所有（権）体系
（権利行使の観点からみた）

第 3 表 社会主義的所有（権）体系
（権利行使の観点からみた）

	（目的）	（行使者とその権利）	（制限）
(1) 国家的所有権……………	国家計画課題の達成	国家機関、施設 国営企業等* の業務的管理権 国家独占物件は処分不能 権利の行使＝義務の遂行	
* 国家行政機関 — 直属企業（法人） — 企業連合（法人） — 企業（法人） — 企業（法人） 基本資産は処分不能			
(2) 協同組合……………	国家計画にそう 自己課題の達成	当該協同 組合の所有権	

ある。第1表に示した国家的所有権の下の枠内のもので、それがである。第3表では、そのうち国営企業について国家行政機関との系統図を示した。国家行政機関（省・総管理局）から企業に対し物資の制所があるときは、それは行政法的関係であるが、企業相互間に取りがなされるときは民法上の関係となる。企業連合には、トラスト、コンビナート、ホルダー、トルグなど各種のものがある。

さて、占有・利用・処分

という所有権の権能を国家機関や国営企業が行使するのは、これらの法的主体が、所有者としてではなく、所有者たる国家から業務的管理権を与えられ、これの作用としてなすのである。その行使は、国家計画課題の遂行の一部をなす。したがって、権利の行使は同時に義務の遂行である。所有対象のうち国家独占物件（地下埋蔵物、水域等々）は処分できない。また、個々の企業等についていえば、基本資産は処分や差押の対象とならない。

次に、協同組合的所有権では、主体は個々の組合であるから、その権利行使はその主体が所有者としてなすのである。したがって、組合に組織された組合員の自主性が発揮される。しかし、その目的は、国家計画にそって自己の自主的に設定する課題を達成するにあって、これにより当然制約をうける。これについては、ほぼ国営企業に準ずる。表にあらわれてはいないが、労働組合など社会的組織の所有のばあいには、その全体組織が単一の所有者であって、下部の組織は、これに対し、ほぼ国営企業が国家に対するとき業務的管理権を与えられ、占有・利用・処分の権限を行なうものとされる。

最後に個人的所有権である。一般の個人的所有権は、市民が各自の物質的、文化的需要を充足するのを目的とする。権利の行使はこれによって限定される。したがって、この目的から逸脱して権利を行使したばあい、たとえば対象を他人の労働を搾取する用に供したり、または投機ないしは不労所得をうる手段として処分したようなときは、権利濫用とされる。資本主義社会で私的所有権の行使としては全く問題とされないこと（権利の非濫用）が、社会主義のもとでは、法のきびしい制裁をうける原因となるのである。

四

以上、社会主義の所有権体系の諸特徴を主体、対象、行使の三点から検討したのは、もちろん問題のすべてをつくしたのではなく、たとえば重要な権利保護の問題を省いているが、しかし、大体において、それがわれわれが生活する資本主義社会の制度とは全く異質のものであることが感得されたと思う。資本主義の所有権は、各国を通じて、このような多元的構成をとらない。不動産、動産、有価証券という対象形態の差による取扱上のちがいはあるにせよ、それは所有権の性質上の差ではなく（動産、不動産の所有権の質的差があったのは封建社会で、これを撤廃したのが資本主義的生産様式の偉大な成果といえる）、ここである類型的区別とはなしえない。

つまり、資本主義国の所有権は、国によりその規定表現に多少の差はあれ、その性格は基本的に同一であって、すなわち単一の制度として法律上定められている。いかなる主体、対象についてもそうで、権利行使の点も同様である。所有権の基本定義は、中世の後期註釈学派によるのであろうが、円満な「物における完全な権力」(Plena in re potestas)を源泉としてこれから使用・収益・処分各権能が流出するという、ローマ法理論をそのまま継承しているのが、今日の民法教科書の状況なのである。二〇世紀に入つての附加は、それにワイマール憲法以来の公共福祉による制限が半ば名目的についたにすぎない。ブルジョア的、近代的所有権の理念、思想的基調は、一七八九年のフランスの人権宣言から伝来している。そこからの質的変化は生じていない。

これに対して、社会主義の多元的な所有権体系は、各種の類型に区分された所有権があり、その主体において、対

象において、また權利行使において、それぞれの特性をもつ、新しいものである。どの国でも、かような類型が実定法上規定されている。その理念、思想は、一八四八年の共産党宣言からひきつぐともいえるであろう。

問題は、資本主義、社会主義におけるこうした所有権制度が、どのように各社会の現実的な所有の諸關係に照応しているかにある。すでにのべたように、社会主義の多元的な所有権体系は恣意的な法創造ではなく、社会の所有が現実には多元的な構成をとって發展してきて、法はそれに適応した權利の体系をとつたのである。それでは、資本主義のもとでは、単一な所有権制度の基礎として単一な所有關係があるのであるか。だれしもそうではないことを直感するであろう。資本主義社会の所有は、社会主義のように計画的ではないが、自然發生的に、盲目的に、いつそう複雑多元的なものに發展してきたのである。したがって、社会内にいくつかの所有類型が併存し、これに対して資本主義法は単一の所有権制度をうちたて、これを規制する。もし税法その他の法制度を加味して所有権を綜合的法体制のもとに觀察すれば、全然別個の認識が生まれるのであるが、そういうことはなされていない。狭義の所有法の建前は、これら各種の所有に対して法は一律平等の保護を所有権として与えることにある。その建前は資本主義諸国の憲法にも明記されている。法の原則として、一視同仁である。これは資本主義法に特有の幻想作用にはかならない。

この幻想をあばいて資本主義の所有権制度の社会的作用にける実体をありのままに示すことは、法の一般理論、法社会学の大きな仕事であつて、本稿はそれを直接の任務となしえない。ただ、社会主義法が社会主義社会の所有諸類型を正しく法規範に反映し法的に規制するのとの差を明確にするため、大ざっぱに資本主義社会の所有（經濟的意義）の性格と類型を、筆者の試論として、説明するに止めたいと思う。

この所有の性格はすべて私的所有である。法的形態において国有（國家的所有）、地方自治体所有となるとも、その性格に変わりはない。資本主義社会は、こうした私的所有に立脚したものである。所有の諸類型は私的所有の大枠のなかにあり、それゆえ各種の所有の転化も可能となる。

次に、所有の類型は、大別して資本主義的所有、勤労的所有と個人的所有とする。資本主義的所有とは、その所有により資本家・労働者の関係を生むところのものであり、勤労的所有はこれを生み出さないものである。また、個人的所有は、市民個人としてその利便のため、利欲のため、あるいは貯蓄として所有するものである。これは主体の性格、所有のもつ社会的作用に大きなちがいを生ずる。そして、それぞれのなかに、さらにいくつかの類型が区分される。これらの関係を表示しよう（第4表）。

この表は主体の観点で作られ、したがって社会の階級関係を表示する。私的資本主義的所有がこの社会で支配的であり、したがって全体を特徴づけるが、そのなかでも大きく階層分化が生ずる。歴史的には、初期の自由主義経済の時代から二〇世紀初頭帝國主義段階に入るや独占資本的所有が明確に進出して他を制圧した。さらに、第一次大戦後、いわゆる資本主義の全般的危機に入って、強力巨大な独占資本が国家機構をその手中に掌握する国家独占資本主義の時期となり、第二次大戦後はその様相がいよいよ顕著になっている。これは所有の面からいえば、国家独占資本主義的所有と性格づけられる。それは国家的所有と抱合関係に立つ。この社会で真に支配的なのはこの所有である。

資本主義的所有のなかでも、中小資本の所有は右の国家独占資本主義的所有に圧迫され、その支配をうけ、その所有は決して安固たりえず、不況ともなればそのしわよせを全面的にうける結果として、その所有はたえず侵害されて

第4表 資本主義の所有体系
（主体の観点からみた）

I 私的資本主義的所有	(1) 国家的所有……………	国家（各種公法人，公社，公団）
		国独資的所有
	(2) 独占資本的所有……………	独占資本家（企業体，法人）
	(3) 中小資本所有……………	中小資本家（企業，法人・個人）
	(4) 協同組合所有……………	農民，商工業者等（協同組合，法人）
II 私的勤労的所有	……………（小営業的所有）……………	農民，手工業者，商人（個人）
III 私的個人的所有	(1) 富裕所有……………	資本家，地主，金貸等
	(2) 中産および小所有……………	一般市民（労働者，農民， 商工業者，自由職業者等）

いる。各種協同組合の所有もまた、このカテゴリーに属する。資本主義社会では、協同組合の本質が資本主義的以外のものになることは、例外的にしかありえない。

以上の所有主体は、社会階級的には、独占資本家、中小資本家、農民・商工業者であるが、法的形態では、企業体として、会社、協同組合という法人となり、あるいは個人である。国家的所有では公法人となる。これらの法人は、資本主義の法人理論上、抽象化された独立の人格を付与されたものとなっている。

私的勤労的所有は、資本主義社会ではたえず没落にさらされながらたえず発生・存続し、資本主義的所有の培養物となる性質を有する。その主要なものは農民であり、このほか商人、手工業者などがある。その企業の法的形態は個人

である。よって小営業ともいう。

個人的所有は、市民個人の生活用品、文化用品、奢侈品および貯蓄の所有であるが、労働力はここにふくめない。このばあい市民は雑多の階級に属し、資本家に属する者も賃金生活者もある。よってこれを富裕所有と中産および小所有とに再分類した。この所有の性格は、富裕所有については、私的資本主義的所有と重複するものをもつが、中産および小所有はそれと別個である。

資本主義特有のメカニズムは、所有の対象を、法的形態としては、きわめて複雑かつ精巧なものに作りあげた。それは株式会社制度、有価証券制度の発展の結果である。資本主義社会における富の具体的な存在形態が、現実の物資のほか、それを基礎とし、または基礎とせず架空の信用創造の結果として作り出された、有価証券となっている。また、財団のごとき綜合物がある。社会主義の所有（権）体系の第2表は現実物資について作成したが、資本主義の所有体系では、有価証券や財団形態をとり入れないわけにゆかず、はなはだ複雑化するので、これを省略したい。

すなわち、各種所有の対象は、現実物資（生産手段・生産物・消費資材等）のほか、それらに転化しうる有価証券と金銭を重大な要素としなければならない。そして、独占資本の所有が株券という有価証券によって大量の数に分割され、その移動が自由であるところの形態をとる。さきにのべた資本主義の所有権制度の幻想は各種類の所有につき一視同仁の観を与えることにあったが、この有価証券メカニズムはさらに一步ふみこんだ新たな幻想を生み出すこととなるのである。これが「証券民主主義」といい、また「人民資本主義」とよばれるものである。

この点を立ち入って究明することはきわめて重要な問題であるが、本稿ではやはりそれを他日にゆずるほかなく、

あとで、論点に必要なかぎりふれることとする。社会主義の所有（権）体系との比較としては、権利の行使の観点が残っている。これを検討しよう。

資本主義の所有権は、本来の建前として完全な、制限をうけない権利であって（その意味での絶対性）、その権利の行使は基本的に自由である。資本主義のもとでのこの自由は、利潤追求を目的として、発揮される。とくに独占資本では最大限利潤といわれる。したがって、私所有権は、はじめ私的個人的所有として生活需要のものであっても、それが利潤追求用に転化するのをさまたげない。また、権利の行使は所有者の存意のままで、不行使も、どのような行使も、原則としては自由である。「所有権は義務をおう」というワイマール憲法第一五三条第二項の規定は、市民をただ道徳的に規制するにすぎない（ラードブルフ）。裁判官は所有者に制裁を科してこれを強制できない。

しかし、あるいは、資本主義の所有権も、権利の濫用において、制限をうけていないか、というであろう。たしかに権利濫用規定は、ドイツ民法（一八九六年）にはじまり、スイス民法（一九〇七年）、オーストリー民法（一九一六年改正）、日本民法（一九四七年改正）等にみられる。しかし、これを社会主義法における制限と比べれば、質的な差異あるものといわねばならない。一九二二年のロシア共和国民法典も、そこでの制裁はネップ濫用に対するもので、資本主義的な権利濫用ではなかった。今日の社会主義法において、それぞれの類型の所有権の行使は、それらの使命目的によって厳格に制約されている。自由な利潤追求がみとめられている社会での、この原則を前提としつつ、社会的交際の上であまりにも衡平を欠くような権利行使を抑制する権利濫用の制度は、これと雲泥のちがいを示すのである。

権利の行使と関連して、所有権をどのように考えるかという意識の問題もある。社会主義国では社会主義的所有を尊重・保護することが憲法にも規定され、ソ連憲法では侵害者は「人民の敵」というはげしい表現をとる。これを教育し大衆に身につけさせることに力めているが、それでもヤミは少しはある。だが、太平洋戦争中「公物と思ふ心が既に敵」という標語が信州の町役場に貼ってあったというのは（森田草平「近頃飯田在の風景」、改造昭和二二年七月号）、質的にちがうであろう。

最後に、一九三〇年代はじめにあらわれ、私的所有権の性格を論じ、したがって兩体制の所有権の対比についても関連をもつ、三つの著名な学説をあげて、参考としたい。

一九三一年、我妻栄博士は「近代法における債権の優越的地位」の論文を完成され、その結論において「嘗て所有権の営んだ剰余価値取得の作用も、社会の企業組織の維持の作用も、金銭債権の専らにするとところとなり、所有権は完全な睡眠に陥つてゐる」と指摘された。博士は「絶対的支配権を確立」したのは金銭債権であることを強調されるのである。これについて翌一九三二年、アメリカ株式大恐慌のすぐあとに出た法学者バーリーと経営学者ミーンズの共著“Berle and Means, The Modern Corporation and Private Property”が「所有と経営の分離」の理論をうちたて、今日の「人民資本主義」の説の先陣となったことは、人の知るところである。

しかしながら、この同年、ドイツの法哲学者ラードブルッフは次のように説いている。「所有権は、資本としての社会学的形態においては、他人を一定の所有権の対象から除外するのみではなく、所有権全体から除外する。資本はプロレタリアートをその相關概念としている。すなわちこの型態における所有権は、無一物の人々をその相關概念と

している。したがって所有権における人格の発展が行なわれるのは、ごく少数のものに限られ、しかも正にそのために同じことが無数の他人においては不可能ならしめられるという犠牲をもってでなくては行なわれない」(法哲学)。

この新カント派法学者は、所有権と所有との概念混同をしているけれども、現代における私的資本主義的所有の社会的機能を直視している点は、みとめられてよからう。

われわれの以上のごとき分析方法によれば、民法の債権、商法の会社・有価証券等の諸制度が近代私法の発展の軸として現代資本主義経済を支えていることはそのとおりだが、それは所有権の法的機能を極度に補強しているに止まり、何ら所有権および所有の弱化にみちびくものではなく、かえってその強化によって機能が発揮されることをみなければならぬ。また、「所有と経営の分離」にもとづく会社企業の社会的責任論も、「会社における民主主義」という、所有の実質的機能にそわない「理論」の産物である。私的個人的所有のうち中産および小所有に大会社企業の株式が少量ふくまれることをもって、資本主義社会に行なわれる経済的民主主義とするほど、所有の社会的機能の現実にそむいた見方はいないであろう。その「民主主義」自体が問われねばなるまい。しかも、これがやはり一種の「思想」として、宣伝がなされているのである。かような「理論」と「思想」の底にあるからくりは、これを法的にみれば、つまり、多種の所有をただ一種の所有権に包括しておくことにあるのではなからうか。